

## 週休2日工事（発注者指定型）特記仕様書【建築工事】

この仕様書は週休2日対象工事（発注者指定型）に適用する。受注者は、次項（1）から（9）までを実施するものとする。

### （1）週休2日工事の定義

工事着手日（準備期間は含まない）を第1始期日とした4週（28日）のうち8日間以上の休日確保する工事をいう（（2）に示す①）。

休日は原則として、土曜日、日曜日とする。また、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日数に含めるものとする。

なお、（2）に示す②4週7休相当及び③4週6休相当の休日の確保状況についても、週休2日工事として取り扱う。

### （2）休日の確保状況

休日の確保状況は、次のとおりとする。

①4週8休相当 休日の確保が8日/28日(28.5%)以上の場合

②4週7休相当 休日の確保が7日/28日(25%)以上8日/28日未満の場合

③4週6休相当 休日の確保が6日/28日(21.4%)以上7日/28日未満の場合

### （3）週休2日工事の実施の記載

受注者は、総合施工計画書に週休2日工事を実施する旨を記載する。

### （4）休日の設定

1) 受注者は、工事着手日から現場施工が完了する日（後片付け期間は含まない）までの期間において4週8休相当の休日を設定し、工事着手前までに書面（様式自由）で監督員へ提出する。

2) 令和3年度は、静岡県内の公共工事において毎月第2土曜日を一斉休工とする“ふじ丸デー”の取組みを実施するため、毎月第2土曜日は休日とするよう配慮すること。

3) 受注者は、工事着手前までに休日を現場内に掲示して、工事関係者が休日等の予定をたてやすくなるように努めること。ただし、資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等にかかる建設工事の請負契約に該当しない関係者等については対象としない。

### （5）災害対応時等の措置

受注者は、降雨、降雪等による予定外の休日に伴って休日を変更する場合のほか、地元対応や関係機関からの要請、災害対応等により、やむを得ず休日を変更する場合は、予定が確定した時点で速やかに再設定し、工事関係者への周知を図ること。

また、再設定した休日を速やかに書面（様式自由）で監督員へ提出する。

(6) 実施内容の報告

受注者は、休日を確保した結果について、対象期間（各始期日から28日間）と休日を明確にして、各対象期間後7日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）に書面（様式自由）で監督員へ提出する。

(7) 労務費の補正

当初の予定価格において、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に以下に掲げる①4週8休相当の補正係数を乗じた補正を行うものとする。なお、休日の確保状況を確認後、4週8休相当に満たない場合は、休日の確保状況に応じた以下に掲げる補正係数による補正での変更契約を行い、4週6休相当に満たない場合は、当初の補正分を減額して変更契約を行う。

- ① 4週8休相当 補正係数 1.05
- ② 4週7休相当 補正係数 1.03
- ③ 4週6休相当 補正係数 1.01

(8) 工事現場への明示

受注者は、工事現場において公衆の見やすい場所に、『本工事は、建設業のワークライフバランスを推進する週休2日工事』である旨を明示すること。

(9) アンケートの提出

受注者は、担い手確保・育成ホームページ (<https://ninaite.jp>) よりダウンロードしたアンケート（ダウンロードできない場合は、監督員から受領）に回答し、工事完了届提出後14日以内（土、日、祝日を含む。）に技術政策課宛メールで提出すること。

◆提出先：[gijutsuseisaku@city.shizuoka.lg.jp](mailto:gijutsuseisaku@city.shizuoka.lg.jp)

(10) 工事成績評価

週休2日工事を実施した結果、休日の確保状況が4週8休相当である場合は、適切に評価する。

(補足)

- ・実施にあたっては、『建設工事の担い手確保・育成事業に関するQ&A』を参考にすること。
- ・上記については、担い手確保・育成ホームページ (<https://ninaite.jp>) に掲載されています。

## 週休2日工事（受注者希望型）特記仕様書【建築工事】

この仕様書は週休2日対象工事（受注者希望型）に適用する。週休2日工事を実施する場合、受注者は、次項（1）から（9）までを実施するものとする。

### （1）週休2日工事の定義

工事着手日（準備期間は含まない）を第1始期日とした4週（28日）のうち8日間以上の休日確保する工事をいう（（2）に示す①）。

休日は原則として、土曜日、日曜日とする。また、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日数に含めるものとする。

なお、（2）に示す②4週7休相当及び③4週6休相当の休日の確保状況についても、週休2日工事として取り扱う。

### （2）休日の確保状況

休日の確保状況は、次のとおりとする。

①4週8休相当 休日の確保が8日/28日(28.5%)以上の場合

②4週7休相当 休日の確保が7日/28日(25%)以上8日/28日未満の場合

③4週6休相当 休日の確保が6日/28日(21.4%)以上7日/28日未満の場合

### （3）週休2日工事の実施の有無

受注者は、週休2日工事の実施の有無を決定し、実施する場合は、総合施工計画書提出前までに発注者に対して実施する旨を協議し、承諾を受けるものとする。また、総合施工計画書に週休2日工事を実施する旨（休日の確保状況を含む）を記載する。

なお、分離発注工事の場合は、週休2日工事を実施するには、一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事の全ての受注者が週休2日工事の実施に合意することが必要である。各受注者は、合意の成否について、工事着手前までに書面（様式自由）で監督員へ報告する。

### （4）休日の設定

1) 受注者は、工事着手日から現場施工が完了する日（後片付け期間は含まない）までの期間において4週8休相当の休日を設定し、工事着手前までに書面（様式自由）で監督員へ提出する。

2) 令和3年度は、静岡県内の公共工事において毎月第2土曜日を一斉休工とする“ふじ丸デー”の取組みを実施するため、毎月第2土曜日は休日とするよう配慮すること。

3) 受注者は、工事着手前までに休日を現場内に掲示して、工事関係者が休日等の予定をたてやすくなるように努めること。ただし、資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等にかかる建設工事の請負契約に該当しない関係者等については対象としない。

(5) 災害対応時等の措置

受注者は、降雨、降雪等による予定外の休日に伴って休日を変更する場合のほか、地元対応や関係機関からの要請、災害対応等により、やむを得ず休日を変更する場合は、予定が確定した時点で速やかに再設定し、工事関係者への周知を図ること。

また、再設定した休日を速やかに書面（様式自由）で監督員へ提出する。

(6) 実施内容の報告

受注者は、休日を確保した結果について、対象期間（各始期日から28日間）と休日を明確にして、各対象期間後7日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）に書面（様式自由）で監督員へ提出する。

(7) 労務費の補正

休日の確保状況を確認後、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に休日の確保状況に応じた以下に掲げる補正係数を乗じた補正による変更契約を行う。

- ① 4週8休相当 補正係数 1.05
- ② 4週7休相当 補正係数 1.03
- ③ 4週6休相当 補正係数 1.01

(8) 工事現場への明示

受注者は、工事現場において公衆の見やすい場所に、『本工事は、建設業のワークライフバランスを推進する週休2日工事』である旨を明示すること。

(9) アンケートの提出

受注者は、担い手確保・育成ホームページ (<https://ninaitte.jp>) よりダウンロードしたアンケート（ダウンロードできない場合は、監督員から受領）に回答し、工事完了届提出後14日以内（土、日、祝日を含む。）に技術政策課宛メールで提出すること。

◆提出先：[gijutsuseisaku@city.shizuoka.lg.jp](mailto:gijutsuseisaku@city.shizuoka.lg.jp)

(10) 工事成績評価

週休2日工事を実施した結果、総合施工計画書に記載した休日を確保した場合は、適切に評価する。

(補足)

- ・実施にあたっては、『建設工事の担い手確保・育成事業に関するQ&A』を参考にすること。
- ・上記については、担い手確保・育成ホームページ (<https://ninaitte.jp>) に掲載されています。

特記仕様書

静岡県版快適トイレ設置について

(1) 適用

この仕様書は、建設現場の環境改善につながる快適トイレを設置する工事に適用する。

(2) 静岡県版快適トイレの仕様

①快適トイレに求める機能及び備品は下記のとおりとする。

(ア)洋式便座

(イ)便座除菌シート等の衛生用品

(ウ)水洗（簡易水洗、し尿処理装置付きも含む）

(エ)臭い逆流防止機能付き（フラッパー機能）

（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）

(オ)容易に開かない施錠機能（二重ロック等）

（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの）

(カ)照明設備（電池式可）

（夜間工事や現場が暗い等の支障がなければ設置しなくても良い）

(キ)衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場の設備機能（耐荷重5kg以上）

(ク)手の洗える設備（アルコールスプレー等による対応も可）

②女性専用快適トイレに求める機能及び設備は下記のとおりとする。

(ケ)上記(ア)～(ク)までの機能及び備品

(コ)男女別明確な表示

(サ)出入りの様子が見えない対応(別方向入口や目隠し等)

(シ)サンタリーボックス

(3) 受注者希望による実施

受注者は、静岡県版快適トイレ設置工事に指定されていない工事においても、監督員と受注者の協議により実施することができるものとし、「工事請負契約における設計変更ガイドライン 7. 設計変更が可能なケース 3」に基づき設計変更の対象とする。

## 静岡市建設現場セクハラ・パワハラ撲滅運動行動指針

(STOP ハラスメント運動)

### (1) 目的

国土交通省は、建設現場の就業環境改善等により、女性が活躍できる建設業の実現や若者の建設業への入職を促す取り組みを実施している。この考えに鑑み、静岡市では、建設現場のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを撲滅し、女性や若者が就労しやすい環境づくりを推進している。

### (2) 対象工事

静岡市が発注する建設関連工事を対象とする。

### (3) 受注企業の義務

建設業の担い手確保・育成と公共工事の品質向上を念頭に置き、建設現場のコミュニケーションの向上を図り、誰もが働きやすい建設現場となるように努力する義務を負う。

### (4) 実施事業

下記事業について実施し、建設現場の就労者にどういった事象がハラスメントなのかを理解させることを目標とする。また、大規模工事（請負代金額1億円以上）については、①～⑤のすべてを、それ以外の工事については①～③を実施する。

- ①セクハラ・パワハラ防止活動の実施
- ②現場事務所等にポスターの掲示
- ③セルフチェック表の配布
- ④建設現場に相談窓口の設置
- ⑤受注会社に相談員を置く

### (5) 対象者

静岡市が発注した建設工事現場で就労している全就労者（元請け、下請けの区別なし）

### (6) 実施内容（履行必須）

#### ①セクハラ・パワハラ防止活動

月に1度程度、建設現場で実施される朝礼等を利用し、教育資料を配布し、リーフレットを朗読するなどの研修会を実施し、就労者にパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを理解させる。

#### ②ポスターの掲示

セクハラ・パワハラ防止を目的とした啓発ポスター（※1）を現場事務所や職員休憩室等に掲示する。ポスターについては市が用意した物を利用しない事ができる。

#### ③セルフチェック表の配布

配布対象や配布方法については自由。様式は（※1）を参照のこと。

④建設現場に相談窓口の設置

相談窓口のポスター（※1）を現場事務所や職員休憩室等に掲示し、相談窓口を設置すること。ポスターについては市が用意した物を利用しない事ができる。

⑤相談員

受注会社に相談員を置き現場の相談に対応する。相談員への教育については、受注会社が厚生労働省の情報提供等を利用し実施する。

⑥実施内容の報告

受注者は、実施内容の状況を写真で撮影し、監督員へ報告するものとする。

※1 啓発ポスター、セルフチェック表、相談窓口のポスター等については、担い手確保・育成ホームページ (<https://ninaite.jp>) に保存してありますのでご覧ください。

(7) 配布資料等

①事業の効率化のために資料を加筆訂正することや代替資料を使用する事を認める。

②市が用意した資料は最低限であるので、独自に資料を作成し教育プログラムを実施することや専門家による研修等の開催なども推奨する。

(8) 推奨される企業の体制作り

①推進体制の整備

パワーハラスメント対策を具体的に推進する組織として「防止対策委員会」のような体制を整備する。

②基本方針の明確・明文化

企業として「職場のパワーハラスメントは許さない」という方針を企業トップのメッセージとして打ち出し、就業規則等への規定などパワーハラスメント防止のルールを明確にさせ、その旨を建設現場にも周知させる。

③社内や建設現場の実態を把握

従業員や入職者へのアンケート調査やヒアリングなどで社内の実態を分析し、自社や建設現場のハラスメント対策の方向性や課題を把握する。

④相談・苦情処理体制の整備

パワーハラスメントの問題は、予防対策をしっかりとり未然に防ぐことが第一であるが、発生してしまった場合の対応として相談・苦情処理体制を整備しておくこと。

⑤従業員や入職者への教育・周知・啓発

従業員だけでなく、入職者への教育・周知・啓発に心掛けること。



特記仕様書【建築工事編】

**建設業のイメージアップについて**

< 静岡市1現場1公開・イメージアップPR作戦事業 >

< 静岡市女性環境整備 ポジティブアクション事業 >

(1) 総括基準

①この仕様書は、イメージアップ（現場環境改善）に要する費用を計上している工事に適用する。イメージアップ経費は建設業のイメージアップ活動に充当するものであり、地域や一般社会の建設業に対するマイナスイメージを払拭することによって、建設業の担い手確保・育成および健全な発展、さらには公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。受注工事の施工に際しては、監督員と協議して適正なイメージアップ計画を策定し実施するものとする。

②具体的な内容、実施時期を施工計画書に記載し監督員と協議の上決定するものとする。

なお、施工計画書の提出が省略できる工事においては、イメージアップ計画書（様式自由）を提出するものとする。

③受注者は、単年度工事は工事完了後、複数年工事は年度ごとに担い手確保・育成事業が確認できる実施写真等、実施状況を確認できる資料を添付の上、報告書（様式は、担い手確保・育成ホームページよりダウンロード（<https://ninaite.jp>））を監督員に提出すること。また、電子媒体にて技術政策課へ提出（提出先：[gijutsuseisaku@city.shizuoka.lg.jp](mailto:gijutsuseisaku@city.shizuoka.lg.jp)）するものとする。

なお、イメージアップを実施した工事は、静岡市建設業担い手確保・育成貢献工事表彰の選考の対象となる。

(2) 技術基準

①事業内容

(ア) 静岡市1現場1公開・イメージアップPR作戦事業

建設現場の見える化などのイメージアップを実施する事で、市民生活の基盤を担う建設業の魅力をアピールし、建設業の一層の発展に寄与することを目指す事業。

(イ) 静岡市女性環境整備 ポジティブアクション事業

女性技術者・技能者が働きやすい環境を整備し、建設業で活躍する女性を増やすことで担い手確保・育成につなげる事業。

②積算根拠

(ア) 静岡市1現場1公開・イメージアップPR作戦事業

令和2年版 公共建築工事積算基準等資料 第3編共通費 第2章共通仮設費 2 共通仮設費の算定方法(1)ロ. 積み上げによる算定 (ハ) 工事施設費における「設計図書によるイメージア

ップ費用」についての費目を計上する。

(イ) 静岡市女性環境整備 ポジティブアクション事業

令和2年版 公共建築工事積算基準等資料 第3編共通費 第2章共通仮設費 2 共通仮設費の算定方法(1)ロ. 積み上げによる算定(ロ) 仮設建物費における「設計図書によるイメージアップ費用」についての費目を計上する。

③実施内容

(ア) 静岡市1現場1公開・イメージアップPR作戦事業

- a. デザイン工事看板(各工事PR看板など)
- b. 見学会等の開催(イベント等の実施含む)
- c. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営
- d. その他、仮囲いによって見えなくなってしまった建設現場を安全に公開し、建設業の魅力を伝えていく活動など

(イ) 静岡市女性環境整備

- a. 女性技術者・技能者における現場事務所の快適化(トイレ※・更衣室・シャワーなど)
- b. 女性技術者・技能者における現場休憩所の快適化
- c. その他、女性技術者・技能者の就労環境が向上する取組みなど

※トイレの快適化に関しては、「静岡市版快適トイレ特記仕様書」を適用すること。